

## 【別記 8 貸与施設】

### 使用貸借契約書

甲は、乙に対して給食業務を遂行するために必要とする、厨房などの使用を認められた施設及び厨房設備（機材、什器、備品を含む）（以下あわせて「厨房設備」という）を下記事項により貸与する。

#### （厨房設備の譲渡の禁止）

第1条 乙は、借用した厨房設備に関して、譲渡等の処分を行ってはならない。

#### （厨房設備の管理）

第2条 乙は、借用した厨房設備のうち、機材に関しては善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。機材の故障等が発見された場合は、乙は直ちに甲へ報告し、修理を依頼するものとする。

2. 乙は、厨房備品、什器、食器等に関しては、損傷及び破損が出ないよう細心の注意をもって衛生的管理しなければならない。又、損傷及び破損が出た場合には、速やかに甲に届け出をするものとする。

3. 故意または重大な過失により施設、設備及び器具等を破損した場合は、乙の負担とする。

#### （厨房設備の貸与期間）

第3条 貸与期間は患者給食業務委託契約期間とする。

#### （厨房設備の返還）

第4条 業務委託（役務提供）契約書が期間満了、解約その他事由により終了した場合には、甲に対し厨房設備を終了時における現状有姿で引き渡す。

令和9年4月1日

甲 近江八幡市土田町 1379 番地  
近江八幡市立総合医療センター  
近江八幡市病院事業管理者  
白山武司

乙